

## 山口市工事執行規則

●**改正概要** 現場代理人等選任届（様式第9号）は、令和5年1月1日施行の建設業法施行令改正に伴い、注書きの一部の改正が必要となった。

この様式の注書きには、配置技術者の要件や添付書類の詳細説明が付されており、当該部分は今後の法令や国等の定める基準等の改正等に伴い頻繁に改正の必要が生じることが想定できるため、臨機に対応する必要があることに鑑み、このたび、この規則から様式を削除し、別に定めている『「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領』に規定することとする。

その他、様式第1号の文言の修正を行う。

### 新旧対照表

新	旧
<p>(現場代理人等)</p> <p>第24条 市長は、受注者をして現場代理人を定めて工事現場に設置させ、その氏名その他必要な事項を<b>書面</b> _____により届け出させるものとする。受注者が現場代理人又は権限の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、受注者が法第26条第1項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)、同条第2項に規定する監理技術者(以下「監理技術者」という。)、同条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者として政令で定める者(以下「監理技術者補佐」という。)又は法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「専門技術者」という。)を置いたときは、当該受注者をしてこれらの者の氏名その他必要な事項を<b>書面</b> _____により届け出させるものとする。受注者が主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者を変更したときも、同様とする。</p> <p>様式第1号 (欄外記載部分の一部)</p> <p style="padding-left: 2em;">上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、<b>別添の条項</b>によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>様式第9号 <b>削除</b></p>	<p>(現場代理人等)</p> <p>第24条 市長は、受注者をして現場代理人を定めて工事現場に設置させ、その氏名その他必要な事項を<b>現場代理人等選任届(様式第9号)</b>により届け出させるものとする。受注者が現場代理人又は権限の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、受注者が法第26条第1項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)、同条第2項に規定する監理技術者(以下「監理技術者」という。)、同条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者として政令で定める者(以下「監理技術者補佐」という。)又は法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「専門技術者」という。)を置いたときは、当該受注者をしてこれらの者の氏名その他必要な事項を<b>現場代理人等選任届</b>により届け出させるものとする。受注者が主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者を変更したときも、同様とする。</p> <p>様式第1号 (欄外記載部分の一部)</p> <p style="padding-left: 2em;">上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、<b>別添条項</b>によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>様式第9号 (別紙のとおり)</p>